

姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画(第3期)  
 中間とりまとめ(案)に対する市民意見(パブリック・コメント)  
 の募集結果について

1 市民意見の提出状況

- (1) 案件名 : 姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画(第3期)  
 中間とりまとめ(案)
- (2) 意見募集期間 : 令和3年12月22日(水)～令和4年1月21日(金)
- (3) 意見提出件数 : 8通 18件

2 市民意見の内容

項 目	件 数
基本目標1 啓発・教育の推進	
(1) 市民等への啓発の推進	2件
(3) 保健医療機関・福祉関係者等への啓発の推進	1件
基本目標2 推進体制の充実	
(3) 調査・研究の推進	1件
基本目標3 相談体制の充実	
(1) 相談窓口の周知	3件
(2) 相談体制の充実	4件
(3) 婦人相談員の資質向上	2件
基本目標4 被害者の安全確保	
(1) 安全確保の徹底	1件
基本目標5 自立支援体制の充実	1件
その他	3件
合 計	18件

### 3 提出された市民意見及び意見に対する市の考え方

番号	提出された市民意見（要旨）	件数	市の考え方	頁	計画への反映
<b>基本目標 1 啓発・教育の推進</b>					
<b>(1) 市民等への啓発の推進</b>					
1	どのような行動がDVとなるのかを知ることは重要だと思います。そのため、学齢期の子どもであれば性教育の授業の中にDVの啓発を取り入れたり、保護者向けの研修などでもDVをテーマとして扱うなどの啓発が必要ではないかと思いました。	2	学齢期の子どもに対するDVの啓発については、教育委員会と連携してデートDV防止の教育に取り組んでまいります。また、地域や職場でのDV防止講座の実施の啓発に取り組むことによって、保護者への啓発に繋げてまいります。	14	
2	啓発の推進に企業を入れていることは評価できます。各企業が啓発にどれだけ取り組むのかわかりませんが、個人事業主や零細企業も含めて啓発を頑張してほしい。また、商工会等の団体と一緒にになった啓発の取組も期待します。		「① 家庭・地域・企業等への啓発の推進」のとおり、商工会議所や商工会、経営者協会等の経済団体も含め、企業への啓発に取り組んでまいります。	14	
<b>基本目標 1 啓発・教育の推進</b>					
<b>(3) 保健医療機関・福祉関係者等への啓発の推進</b>					
3	姫路市社会福祉協議会で実施している「くらしと仕事の相談窓口」に来られる方のなかにも、被害者がいる可能性があります。そのため、対応する姫路市社会福祉協議会も啓発の対象としてはどうか。	1	ご意見を踏まえて、「①民間関係者への啓発の推進」を「①保健医療機関・福祉関係者への啓発の推進」に改め、研修等の対象に福祉関係者を加えました。	15	○
<b>基本目標 2 推進体制の充実</b>					
<b>(3) 調査・研究の推進</b>					
4	DVの問題は、複雑で長期化するほど深刻です。加害者の更生のためのカウンセリングや学習機会等が必要だと思います。	1	「② DV防止や被害者への支援の調査・研究」のとおり、現在、国等において、調査・研究されている加害者プログラムの動向を引き続き注視し、カウンセリング等については、今後の検討課題にしたいと考えております。	17	

番号	提出された市民意見（要旨）	件数	市の考え方	頁	計画への反映
<b>基本目標 3 相談体制の充実</b>					
<b>(1) 相談窓口の周知</b>					
5	被害者が支援を求めることで、どのような対応をしてもらえるのか、具体的な支援策を可視化することで、相談への心理的ハードルが下がると思います。支援内容の可視化について検討していただきたいと思います。	3	「② ホームページや冊子等の充実」のとおり、配偶者暴力相談支援センターの事業とともに、被害者に対する支援内容についても、わかりやすく紹介するように努めてまいります。	18	
6	DV相談案内カードの設置場所が商業施設18か所とありますが、もっと拡げる必要があると思います。		これまでご協力いただいていた商業施設以外にもDV相談案内カードの設置について協力を呼びかけ、相談窓口の周知に努めてまいります。	18	
7	子どもが生まれ、子育てのイライラのなかから虐待やDVに発展することも考えられます。相談機関に相談することで解決することもあると思うので、今後も母子健康手帳や子育てガイドブックの中にDVに関する掲載をしてほしい。		母子健康手帳や子育てガイドブック等に相談窓口の案内を掲載しています。今後も子育て世帯向け冊子やホームページを活用して相談窓口の周知に努めてまいります。	18	
<b>基本目標 3 相談体制の充実</b>					
<b>(2) 相談体制の充実</b>					
8	被害者は、加害者からの洗脳等で、自分が被害者であることを認識できず、相談に至らないと聞きます。こうした方々を相談に誘導するためには、様々なツールによる啓発、相談が必要だと考えます。SNS等を活用は必要不可欠だと思います。早期実現を目指して、検討していただきたい。	4	被害者が相談しやすい環境を整備するため、「① メールやSNS等を活用した相談受付の検討」のとおり、メールやSNS等の多様なツールを活用した相談受付の具体的な課題や効果等について検討してまいります。	19	
9	SNSを活用した相談は、特に高い相談スキルが必要だと思います。SNSの活用は賛成ですが、併せて、人材確保の方法も検討する方が良いと思います。		「① メールやSNS等を活用した相談受付の検討」において、人材の養成や人材確保の方法などの課題についても検討してまいります。	19	

番号	提出された市民意見（要旨）	件数	市の考え方	頁	計画への反映
10	DV相談は、どこでも誰でも対応できるものではありませんが、精神障害者の場合は、地域相談窓口が市内5か所に開設されています。また、高齢者とその家族を支援する地域包括支援センターは市内23か所に配置されています。このような機関と連携を密にしながら専門機関への相談に早くつなげることも検討が大切だと思います。		「② 高齢者・障害者・未成年者等に対する相談の充実」のとおり、高齢者や障害者が被害者の場合、介護の必要性など本人の状態を踏まえ関係各課が連携して対応してまいります。	19	
11	最近のニュースを観ていると虐待で子どもが怪我や死に至る事件が報道されています。子どもの虐待事件の背景にはDVが隠れている可能性もあります。児童虐待からDVを見つけ出すようにしてほしい。		「④ 要保護児童対策地域協議会の活用」のとおり、婦人相談員が児童虐待の加害者である母（父）もDV被害を受けているかもしれないという視点を持ち要保護児童対策地域協議会に出席することで、被害者の早期発見につなげてまいります。	19	
<b>基本目標3 相談体制の充実</b>					
<b>(3) 婦人相談員の資質向上</b>					
12	当事者や家族が来所、電話で相談される際に「いろいろな相談窓口に行くが、ことば、態度で親切丁寧に対応してもらえない」との苦情を聞きます。配偶者暴力相談支援センターにおいても問題を持って相談に来られる被害者の話を、上手に聴ける職員の育成が必要だと思います。	2	婦人相談員は、相談を受ける際には、県のDV相談マニュアルや国の「婦人相談員 相談・支援指針」を活用し、相談者の立場に立った適切で統一的な対応に努めてまいります。また、市の職員についても、DVの予防・防止を推進する立場にあることから、適切な対応がとれるように研修を実施してまいります。	19 20	
13	DVのほかにも問題が起きていないかなど、被害者に寄り添って話を聴き、DV以外の問題に対しても正しい知識を持って、相談への対応、助言を行ってほしい。		個々の事案に適切な対応がとれるよう、マニュアルの活用や研修の受講により、婦人相談員の専門性の向上を図ってまいります。また、被害者の状況に応じて、法律相談の利用を助言するなど、被害者に寄り添った相談対応を行ってまいります。	19 20	

番号	提出された市民意見（要旨）	件数	市の考え方	頁	計画への反映
<b>基本目標 4 被害者の安全確保</b>					
<b>(1) 安全確保の徹底</b>					
14	一時保護においては、被害者の安全を優先し、被害者の個々の状況を踏まえて、そのニーズを把握し、被害者の活動を必要以上に制限することがないような環境づくりに取り組んでほしい。	1	被害者の安全・安心を最優先に考え、県の所管施設である一時保護所における支援や生活について入所前にイメージが持てるように、丁寧な説明に努めてまいります。	21	
<b>基本目標 5 自立支援体制の充実</b>					
15	被害者の支援を強力に進めるとともに、その世帯の子どもへの支援もお願いします。	1	被害者が、自立して安全な生活を送ることができるように、住宅の確保、就労支援、健康への支援など、被害者一人ひとりのニーズに合った支援を行ってまいります。また、面前DV等を受けた子どもに対する心のケア等の支援も実施してまいります。	23 24 25	
<b>その他意見</b>					
16	「姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を「姫路市DV（配偶者等からの暴力）防止・被害者支援基本計画」に改めてはどうか。	3	本計画は1期目から現在の名称を使用しており、市民への周知も進んでいるものと考えます。また、対策の中には、防止や被害者支援も含むと考えますので、現計画名を継続して使用することといたします。	—	
17	「DV被害者」を意識しやすい基本目標の見出しをつけるべきだと考えます。		本計画は、県の基本計画の体系との整合性や第1期計画からの継続性を考慮して基本目標を設定しております。施策の内容に合わせて「被害者」の文言を用いた基本目標を設定しております。	—	

番号	提出された市民意見（要旨）	件数	市の考え方	頁	計画への反映
18	「久留米市DV対策基本計画（第2次）」に掲げている、被害者の市への苦情等へ対応する「苦情処理体制の周知・活用促進」を本計画の基本目標にも取り入れるべきではないか。		本計画は、県の基本計画の体系との整合性や第1期計画からの継続性を考慮して基本目標を設定しております。引き続き被害者へのアンケートを実施し、課題の把握や施策の検討に活かすとともに、他都市の苦情処理体制の周知・活用促進についても調査・研究してまいります。	—	

#### 4 市民意見（パブリック・コメント）を反映した変更点

番号	【旧】 中間とりまとめ（案）	【新】 計画（案）
1	<p>15 ページ</p> <p>基本目標1 啓発・教育の推進</p> <p>（3）保健医療機関・福祉関係者等への啓発の推進</p> <p>【施策①】民間関係者への啓発の推進（拡充）</p> <p>民生委員・児童委員や地域包括支援センターの職員が被害者から相談を受けたときに、<u>地域における身近な相談相手として適切に助言等の対応ができるよう研修等を実施します。</u>また、医療関係者は、DVを発見しやすい立場にあることから、DVの早期発見や通報等について協力を求めています。</p>	<p>15 ページ</p> <p>基本目標1 啓発・教育の推進</p> <p>（3）保健医療機関・福祉関係者等への啓発の推進</p> <p>【施策①】<u>保健医療機関・福祉関係者</u>への啓発の推進（拡充）</p> <p>民生委員・児童委員や地域包括支援センターの職員等の<u>福祉関係者</u>が被害者から相談を受けたときに、適切に助言等の対応ができるよう研修等を実施します。また、医療関係者や<u>福祉関係者</u>は、DVを発見しやすい立場にあることから、DVの早期発見や通報等について協力を求めています。</p>